

平成31年度前橋市空き家対策支援事業（空き家の活用支援事業）補助金交付要項

平成31年4月1日から平成32（2020）年3月31日まで

取扱担当課 前橋市役所建築住宅課（8階）	電話 898-6081（直通） 224-1111（内線3830）
-------------------------	-------------------------------------

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	空き家を改修して住宅または特定目的に活用する事業に対し、補助金を交付することにより、本市の空き家の活用の促進を図ることを目的とします。	
内容	用語の定義	<p>1 空き家 ここでいう空き家とは、概ね1年以上居住者がいない戸建ての住宅（店舗等併用住宅を含む。）とします。共同住宅、店舗等については補助の対象となりません。</p> <p>2 特定目的 次に掲げる事業をいいます。 (1) 学生や留学生のシェアハウスなど、2人以上の者が共同して居住する事業 (2) 地域のコミュニティスペースなどの「まちづくりの活動拠点」として活用する事業 (例) 地域の高齢者が集う場所として、囲碁・将棋などの愛好家や絵画・手芸・書道などのサークル活動の場を提供する事業</p> <p>3 事業完了日 工事が終了し、契約の相手方へ代金を支払った日（領収書等に記載の日付）</p>
最重点地区、重点地区の設定	最重点地区	千代田町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目
	重点地区	三河町一丁目・二丁目、大手町一丁目・二丁目・三丁目、城東町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、国領町一丁目・二丁目、本町一丁目・二丁目・三丁目、住吉町一丁目・二丁目、若宮町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、平和町一丁目・二丁目
補助金の申請をできる者	<p>この補助金を申請できる者は、補助金の交付申請日において、次の(1)から(3)の全ての条件に該当し、かつ、(4)、(5)または(6)の事業について、それぞれアからウまでのいずれかに該当する者としてします。</p> <p>(1) 申請及び着工前に前橋市空き家利活用センターに相談を行った者 (2) 市税の滞納がない者 (3) 本事業の対象となる工事に関し、国または本市が実施する他の補助金を受けていない者</p> <p>(4) 空き家のリフォーム補助（居住支援）事業 ア 空き家を購入し、または相続等により取得し、自ら居住しようとする個人 イ 空き家を購入し、または相続等により取得し、第三者に住居として賃貸しようとする個人 ウ 空き家を賃借して、自ら居住しようとする個人 ※共有名義でリフォームする場合でも申請者は1人となります。</p> <p>(5) 空き家のリフォーム補助（特定目的活用支援）事業</p>	

		<p>ア 空き家を購入し、または相続等により取得し、特定目的で活用しようとする個人または法人</p> <p>イ 空き家を賃借して、特定目的で活用しようとする個人または法人</p> <p>ウ 空き家の所有者で、第三者に賃貸し、特定目的で活用しようとする個人または法人</p> <p>(6) 空き家の家賃補助（特定目的活用支援）事業</p> <p>ア 最重点地区または重点地区に所在する空き家を賃借して、新たに特定目的で活用しようとする個人または法人</p>
<p>交付条件</p>		<p>(空き家のリフォーム補助事業及び空き家の家賃補助事業共通)</p> <p>1 申請者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p> <p>2 申請者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 申請者は個人としますが、空き家の活用支援事業の特定目的活用支援に関しては法人での申請も可能とします。</p> <p>4 前橋市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当していないこと。</p> <p>(空き家のリフォーム補助事業)</p> <p>5 契約の相手方は、前橋市内に本店、支店または営業所がある事業者に限ります。</p> <p>6 昭和56年5月31日以前に建築された建物については、耐震診断を行い、耐震性がない場合は耐震工事を行わなければなりません。</p> <p>7 業者等と契約を結ぶことなく、申請者自身が行った工事は補助対象としません。</p> <p>8 未登記の建物を改修した場合は、登記の手続をしなければなりません。</p> <p>9 対象事業を実績報告書の提出期限までに完了しなければなりません。</p>
<p>補助金の交付の対象となる費用</p>		<p>この補助金の交付の対象となる工事費は、次のとおりとします。なお、給湯器、空調機器、照明器具などの設備機器の交換工事のみでは申請できません。</p> <p>(1) 空き家のリフォーム補助（居住支援）事業 空き家を住居として活用するために必要となる住宅の改修工事（内装工事、外壁工事、台所・風呂・トイレなどの改修工事を含む。）</p> <p>(2) 空き家のリフォーム補助（特定目的活用支援）事業 空き家を特定目的で活用するために必要となる住宅の改修工事（※上記(1)のほか、特定目的で活用するために設置する看板等の工事費用を含む。）</p> <p>※上記(1)及び(2)において、耐震工事に係る費用については、国または本市等が実施する他の補助金を受けていない場合に限り対象とします。</p> <p>(3) 空き家の家賃補助（特定目的活用支援）事業 最重点地区または重点地区に所在する空き家を賃借して、新たに特定目的で活用しようとするために必要となる家賃</p>

<p>補助金の交付の対象とならない費用</p>	<p>以下の費用は対象となりません。</p> <p>(1) 空き家のリフォーム補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家及び土地の取得に係る費用</li> <li>・設計費、調査費、各種申請手数料、その他の諸経費等</li> <li>・残置物処分費</li> <li>・下水道接続工事</li> <li>・テラス、ベランダ、バルコニー等の新設工事</li> <li>・物置、カーポート等の附属の構築物の改修及び設置費用</li> <li>・後付の給湯器、照明器具、エアコンなどの設備の購入費</li> <li>・他の補助事業に関係する工事費用等</li> </ul> <p>(2) 空き家の家賃補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家以外の賃借料（駐車場費用、備品のリース料等）</li> </ul>
<p>交付金額</p>	<p>この補助金の額は、次のとおりとします。なお、平成31年度前橋市一般会計予算に予算計上された範囲内の額とします。</p> <p>(1) 空き家のリフォーム補助（居住支援）事業</p> <p>対象となる工事費用の3分の1を上限とし、次の基本額と加算額の合計額とします。（1,000円未満の端数は、切り捨てます。）</p> <p>ア 基本額 100万円</p> <p>イ 加算額 最大130万円</p> <p>(ア) 転入加算</p> <p>市外からの転入者1人につき20万円 （4人まで、80万円を上限とします。）</p> <p>なお、転入加算に関しては1年以上前橋市外に在住している方が申請の日の6か月前、または実績報告書の提出日までに市内に転入した場合に限ります。</p> <p>(イ) 子育て世帯支援加算</p> <p>中学校修了前の子1人につき10万円 （4人まで、40万円を上限とします。）</p> <p>(ウ) 若年夫婦支援加算</p> <p>夫婦とも39歳以下の夫婦の場合10万円</p> <p>※転入加算に関しては1年以上前橋市外に在住している方が申請の日の6か月前、または実績報告書の提出日までに市内に転入した場合に限ります。</p> <p>※上記(イ)及び(ウ)の年齢の基準日は事業完了日とします。</p> <p>(2) 空き家のリフォーム補助（特定目的活用支援）事業</p> <p>対象となる工事費用の3分の1を上限とし、200万円を限度とします。（1,000円未満の端数は、切り捨てます。）</p> <p>(3) 空き家の家賃補助（特定目的活用支援）事業</p> <p>ア 家賃の2分の1以内で、上限月額2万円（1,000円未満の端数は、切り捨てます。）</p> <p>イ 交付期間は賃借の契約をした月の翌月から1年間とする。ただし、翌年度分については、一般会計予算の成立を条件とする。</p>

	<p>交付回数</p>	<p>1 補助金の交付は1住宅当たり1回限りとします。  2 申請者1人につき、1棟1回限りとします。  3 昨年度までに前橋市空き家対策補助を受けていない場合に限りま  す。</p>
<p>交付 手 続 等</p>	<p>交付申請の 方法</p>	<p>補助金の交付を申請しようとする者は、工事開始前に次の書類を提出して下さい。なお、最終の受付は平成31年11月29日（金）となります。  ※受付期間中であっても平成31年度の予算に達し次第、受付を終了します。  (空き家のリフォーム補助（居住支援）事業)  (1) 補助金交付申請書（様式第1-1号）  (2) 申請者本人と同居する家族全員の住所が分かる書類（住民票の写し等）  (3) 工事見積書の写し（代表者印のあるもので、工事内容と費用の内訳がわかるもの）  ※国または本市等の他の補助金を申請する場合は、その補助金の対象となる部分が分かる見積書の写し  (4) 空き家の改修に関する承諾書（補助申請者と住宅の所有者が異なる場合または共有名義の場合）（様式第2号）  (5) 建物登記全部事項証明書の写し等（法務局発行の直近3か月以内のもの）  なお、未登記の際は、納税通知書の課税明細書の写し、または評価証明書の写し等  (6) 空き家を取得した事実が分かる書類の写し、または賃貸借契約書の写し  (7) 1年以上空き家であることが確認できる書類  （例 電気・水道の停止日が分かるもの、ガス閉栓証明等）  (8) 市町村民税の未納が無いことが分かる証明の写し（完納証明書等）  ※市外在住の方で前橋市内の固定資産税が課税になっている方は前橋市の完納証明書の写し等も必要です。  (9) 工事場所の写真（施工前）  (10) 耐震性があることが確認できる書類の写し（住宅耐震改修証明書等）  ※昭和56年5月31日以前の空き家で既に耐震性がある場合  (11) その他市長が必要と認める書類  (空き家のリフォーム補助（特定目的活用支援）事業)  (1) 補助金交付申請書（様式第1-2号）  (2) 事業の内容が分かる書類  (3) 申請者の確認ができる書類  ・個人の場合は、住所が分かる書類（住民票の写し等）  ・法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し等  (4) 工事見積書の写し（代表者印のあるもので、工事内容と費用の内訳がわかるもの）  ※国または本市等の他の補助金を申請する場合は、その補助金の対象となる部分が分かる見積書の写し  (5) 空き家の改修に関する承諾書（補助申請者と住宅の所有者が異</p>

		<p>なる場合または共有名義の場合) (様式第 2 号)</p> <p>(6) 建物登記全部事項証明書の写し等 (法務局発行の直近 3 か月以内のもの)</p> <p>なお、未登記の際は、納税通知書の課税明細書の写し、または評価証明書の写し等</p> <p>(7) 空き家を取得した事実が分かる書類の写し、または賃貸借契約書の写し</p> <p>(8) 1 年以上空き家であることが確認できる書類 (例 電気・水道の停止日が分かるもの、ガス閉栓証明等)</p> <p>(9) 市町村民税の未納が無いことが分かる証明書の写し (完納証明書等)</p> <p>※法人に関してはその法人が納めるべき市町村民税の未納が無いことが分かる証明書の写し</p> <p>※市外在住の方で前橋市内の固定資産税が課税になっている方は前橋市の完納証明書の写し等も必要です。</p> <p>(10) 工事場所の写真 (施工前)</p> <p>(11) 耐震性があることが確認できる書類の写し (住宅耐震改修証明書等)</p> <p>※昭和 56 年 5 月 31 日以前の建物で既に耐震性がある場合</p> <p>(12) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(空き家の家賃補助 (特定目的活用支援) 事業)</p> <p>(1) 補助金交付申請書 (様式第 1 - 3 号)</p> <p>(2) 事業の内容が分かる書類</p> <p>(3) 賃貸借契約書の写し (家賃が分かるもの)</p> <p>(4) 申請者の確認ができる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合は、住所が分かる書類 (住民票の写し等)</li> <li>・法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し等</li> </ul> <p>(5) 建物登記全部事項証明書の写し等 (法務局発行の直近 3 か月以内のもの)</p> <p>なお、未登記の際は、納税通知書の課税明細書の写し、または評価証明書の写し等</p> <p>(6) 1 年以上空き家であることが確認できる書類 (例 電気・水道の停止日が分かるもの、ガス閉栓証明等)</p> <p>(7) 市町村民税の未納が無いことが分かる証明書の写し (完納証明書等)</p> <p>※法人に関してはその法人が納めるべき市町村民税の未納が無いことが分かる証明書の写し</p> <p>※市外在住の方で前橋市内の固定資産税が課税になっている方は前橋市の完納証明書の写し等も必要です。</p>
交付決定		<p>申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し、補助金交付決定通知書を申請者に通知します。</p> <p>※補助金額は見積書の金額で決定します。申請後の増額変更は認められません。</p>
対象事業等が、変更となった場合の手続		<p>工事の内容を変更したことに伴い交付決定額に減額変更が生ずる場合、契約の相手方を変更する場合は、変更の手続が必要となります。遅滞なく次の書類を提出し、その旨を報告してください。</p> <p>(1) 変更等認申請書 (様式第 4 号)</p>

		(2) 変更後工事見積書の写し
変更承認決定の時期等		変更承認申請書等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し補助金変更承認通知書（様式第5号）を申請者に通知します。
実績報告書の提出		<p>1 申請した事業が完了した際は、事業完了日から30日以内に次の書類を提出してください。なお、最終の受付日は平成32（2020）年3月23日（月）になります。</p> <p>(1) 実績報告書（様式第6号）</p> <p>(2) 工事領収書の写し、または振込み受付書等の写し</p> <p>(3) 工事完了箇所の写真（施工後）</p> <p>(4) 通帳の表紙裏（支店名、口座が分かるもの）の写し</p> <p>(5) 申請者本人と同居する家族全員の住所が分かる書類（住民票の写し等）</p> <p>※申請時に前橋市に転入していなかった場合、または婚姻関係になかった場合</p> <p>(6) 賃貸借契約書の写し（賃貸借予定で、申請時に未提出の場合）</p> <p>(7) 耐震性があることが確認できる書類の写し（住宅耐震改修証明書等）</p> <p>※耐震性のない空き家で今回の工事で耐震工事をした場合</p> <p>(8) 建物登記全部事項証明書の写し等（法務局発行の直近3か月以内のもの）</p> <p>※申請時に建物が未登記だった場合</p> <p>2 上記実績報告書類の審査及び調査を行い、補助金の額を確定し、額の確定通知書を申請者に通知します。</p>
補助金の請求		<p>1 申請した工事が完了し補助金額が確定した後に次の書類で補助金を請求してください。</p> <p>(1) 請求書（様式第8号）</p> <p>(2) 補助金額確定通知書の写し</p> <p>2 空き家の家賃補助事業については、毎月請求してください。</p>
交付決定の取消し、または補助金の返還		<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部または一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定または交付を受けたとき</p> <p>(2) この要項交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき</p> <p>2 補助金の交付を受けた後、補助金の交付を取り消された場合、取消に係る部分の金額を指定された期日までに返還しなければなりません。</p>
取下げ	対象事業等が中止となった場合、年度中に完成しない場合の手続き	<p>取下げの手続きが必要になりますので、取下げ書（様式第9号）を提出してください。</p> <p>提出後、取下げ通知書（様式第10号）を申請者に通知します。</p>
様式	申請書等の書式	<p>1 補助金交付申請書（様式第1-1号、第1-2号、第1-3号）</p> <p>2 承諾書（様式第2号）</p> <p>3 交付決定通知（様式第3号）</p> <p>4 変更承認申請書（様式第4号）</p> <p>5 変更承認通知書（様式第5号）</p> <p>6 実績報告書（様式第6号）</p>

		7 補助金額確定通知書（様式第7号） 8 請求書（様式第8号） 9 取下げ書（様式第9号） 10 取下げ通知書（様式第10号）
	備考	補助事業により改修した住居は、原則として10年間は転売等をして下さい。